出題趣旨・採点基準（行政法） 配点 50 点

本問は、指定医の指定の取消し及び医業の停止を受けた医師が、医業の停止期間を満了した後も、（再度の）指定医の指定、医籍の登録、再教育研修の命令、診療所開設の許可等との関係に着目して、なお指定医の指定の取消しの取消を求める狭義の訴えの利益が消滅していないと主張するための論拠があるかを問うものである。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力および表現力を備えているかを判定した。